

第2回 愛知目標達成のための侵略的外来種リスト作成に向けた

植物ワーキンググループ会合 議事概要（未定稿）

1. 日時：平成24年12月18日（火） 14:00～16:30

2. 場所：一般財団法人自然環境研究センター 9階大会議室

3. 出席者（敬称略）：

■検討委員（五十音順）

- | | |
|-------|---|
| 勝木 俊雄 | 独立行政法人森林総合研究所 多摩森林科学園 教育的資源研究 G
主任研究員 |
| 勝山 輝男 | 神奈川県立生命の星・地球博物館 企画普及課長 |
| 角野 康郎 | 神戸大学大学院 理学研究科 教授 |
| 黒川 俊二 | 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構 中央農業総合研究
センター 生産体系研究領域 主任研究員 |
| 小池 文人 | 横浜国立大学大学院 環境情報学府 教授 |
| 小林 達明 | 千葉大学大学院 園芸学研究科 教授 |
| 高橋 新平 | 東京農業大学 地域環境科学部 造園科学科 教授（ご欠席） |
| 西田 智子 | 独立行政法人農業環境技術研究所 生物多様性研究領域 主任研究員 |
| 藤井 伸二 | 人間環境大学 人間環境学部 准教授 |
| 横田 昌嗣 | 琉球大学 理学部海洋自然科学科 教授（ご欠席） |

■農林水産省

- | | |
|-------|----------------------------|
| 大友 哲也 | 農林水産省 大臣官房環境政策課 地球環境対策室 室長 |
|-------|----------------------------|

■環境省

- | | |
|--------|-----------------------------|
| 関根 達郎 | 環境省 自然環境局 野生生物課外来生物対策室 室長 |
| 東岡 礼治 | 環境省 自然環境局 野生生物課外来生物対策室 室長補佐 |
| 水崎 進介 | 環境省 自然環境局 野生生物課外来生物対策室 係長 |
| 谷垣 佐智子 | 環境省 自然環境局 野生生物課外来生物対策室 係長 |
| 相原 百合 | 環境省 自然環境局 野生生物課外来生物対策室 係員 |

■事務局

- | | |
|-------|-----------------------|
| 常田 邦彦 | 一般財団法人自然環境研究センター 研究主幹 |
|-------|-----------------------|

小出 可能	一般財団法人自然環境研究センター	主席研究員
岸本 年郎	一般財団法人自然環境研究センター	上席研究員
中島 朋成	一般財団法人自然環境研究センター	上席研究員
吉村 妙子	一般財団法人自然環境研究センター	研究員

■オブザーバー

8名

4. 議事概要：

- (1) 侵略的外来種リスト作成について
- (2) その他

(1) 侵略的外来種リスト作成について

<説明資料>

(資料1) 平成24年度 第1回愛知目標達成のための侵略的外来種リスト作成に向けた植物ワーキンググループ会合(11月2日開催)においての特に検討が必要な意見及び対応案

(資料2) 平成24年度 第1回侵略的外来種リスト作成会議(11月27日開催)においての特に検討が必要な意見及び対応案

(資料3-1) 略的外来種リスト(仮称)作成の基本方針(案)

(資料3-2) 侵略的外来種リスト(仮称)作成手順の流れ(案)

(資料3-3) 侵略的外来種リスト(仮称)のカテゴリ区分案

(資料4) 侵略的外来種リスト(仮称)の掲載種選定手順について

(資料5) 侵略的外来種リスト(仮称)植物の選定の留意点

(参考資料1) 愛知目標達成のための侵略的外来種リスト(仮称)植物の候補種リスト(素案)

(当日追加資料) 中央環境審議会「外来生物法の施行状況等を踏まえた今後講ずべき必要な措置について(意見具申)」平成24年12月13日

- ・ 資料1の前の第1回植物WG会合でいただいたご意見と事務局の対応案、資料2の本体会議の第1回侵略的外来種リスト作成会議におけるご意見と対応案と、これらに基づいて事務局で対応、修正した資料3-1、3-2、3-3、資料4について、とくにご意見に基づき修正した点を中心に説明。(事務局)
- ・ (資料5) リスト掲載種選定に際しての植物の留意点(案)は、本日の皆様のご意見を受けて、また来年度、個々の種を見ながらリスト掲載種を選定する過程において、必要に応じて見直しを行う。具体的に種類を選定できるようなものに出来るだけ近づ

けていけるよう、ご検討お願いしたい。(事務局)

第1回植物ワーキンググループ会合および第1回侵略的外来種リスト作成会議 においての特に検討が必要な意見及び対応案について

<リストの名称>

- ・ ブラックリストから侵略的外来種リスト(仮称)になって、ゆるやかになり、分かりやすくなった。
- ・ リストと大枠の管理マニュアルが一体で出るのなら、「リスト」よりも、「侵略的外来種の管理の手引き」としたほうが分かりやすい。「リスト」としてしまうと、特定外来生物との位置づけが分かりにくいのではないかと。
→別途作成する行動計画で、予防的管理や利用時の逸出防止については記載する。は「リスト」には様々な情報を付加し、その方向性については行動計画に記載する。「行動計画と」、「管理の手引き」があると分かりにくくなると思われるので、「リスト」という名称を進めたい。(環境省)

<リストの掲載種選定手順について>

- ・ (資料1 p2 一番上の項目) <リストの掲載種選定手順について>の項、対策優先種について「ほかの掲載種に比較して、特に甚大な被害が予想され」と記述がある。植物の場合には個体群の永続性について選定時のどこかで検討願いたい。一時的に個体群を確立しても遷移の進行につれて在来種に置き換わるものは時間が経つと衰退するが、一度個体群を確立したら次の遷移に進まないものは問題である。

<カテゴリ区分と評価基準について>

- ・ 細かいカテゴリの議論の前に、全体としての評価手順をどうするのか。現状、カテゴリ区分はできるが、評価の仕方は示されていない。比較するならポイント化、順位付けなど、ある程度のイメージが求められる。こうした評価は将来的にはやらねばならず、その旨付記するにしても、全体として定量化、比較評価の見込みが必要ではないか。
- ・ 5都道府県で適切かどうかについては、当面は5都道府県で作業しながら、より適切な基準があれば柔軟に対応する、という程度にしておいてはどうか。
→例えば都道府県数を減らすなど、立ち返って基準を変えることも考えられるかと思う。(事務局)
- ・ リスト作成の基本方針における考えかたとして、侵略性や被害で評価し、それを対策段階や目標設定の段階でカテゴリ分けするのが良いのではと考えている。被害の重大性の評価は非常に重要な問題だが、分布域の広さだけが単純に被害の重大性を示すも

のではない、というご指摘をいただいたと理解している。(事務局)

→単に分布域の広さで示されるものではなく、また、例えば花粉症被害と生態系被害など、被害の重大性を単純には比較できないものもある。

- ・ (資料2 p4) 二番目「ハビタットについては付加情報として整理し公表する」という対応案に関して。例えば小笠原の高木林の中のアカギとシマグワのどちらが重要か、といった話は分かりやすいが、それが本州の岩地に入る外来種とどちらが重要か、といった比較は難しい。ハビタットの重要性が出てくる。小笠原の高木林と本州の岩地、など、ハビタットごとに考えた方がそれぞれの外来種の定量評価をしやすいため、そのような方法をとったということがある。そうであれば、ここで付加情報にするかというような議論の前に、全体としてどのような評価方法をとるかという議論を先にしたほうが建設的ではなからうか。
- ・ 島の問題と本土の問題とでは性格が異なるため、現在の対応案にある「定着初期／限定分布」というまとめ方が適切かどうかについては議論の余地があると、個人的には考えている。小笠原だけの分布と、本州のある県だけ分布、というのは別な問題である。小笠原のみで分布、まん延しているようなケースもありえるので、もう少し整理したほうがいいのではと感じる。ケースバイケースで柔軟に考えることも必要
→本体会議に出席した際、やはり島嶼等は同じ表に載せるのではなく、区別することが重要だという意見が出ていた。別表で整理されるものと思っている。
→(p4 一番目の項目) 本体会議で、このカテゴリ区分には違和感がある、島嶼でも沖縄・南西諸島だけでなく北海道、伊豆諸島もあるのでは、というご指摘もあったことから、場所ごとのグループ分けを行い、各場所で特に注意が必要なものなどを提示したい。また、例えば湿地など環境による別なグルーピングをして注意事項を情報提供することによって、対策や管理の考え方に適用できると考えている。(環境省)

<カテゴリ区分について：小笠原>

- ・ (資料5) 小笠原を念頭に置くか本州だけを想定するかで、判断が全く違うと思われる。小笠原は海洋島で、固有のものは非常に絞られたかたちで入ったものだけの世界であり、そこに外界から入ってくるものは何でも定着して悪影響を及ぼす可能性がある。事実、多くのものが入っており、小笠原だけは別に考えなければ厳しいのではないか。伊豆諸島は島が成立してまだそう長くない中、帰化植物や在来種のいわゆる人里植物的なものがいまだ入ってきている最中だが、これらは海洋島の植物ではないため競争の状況が全く異なり、小笠原諸島に入っていくスピードやインパクトは、伊豆諸島に対するインパクトとは全然違う。
→海洋島である小笠原については別に考えた方が良いのではないか。
→小笠原については重点的に取り組まれてきた場所であり、このリストの中には小笠

原で問題になるものが動物も含めて数多くあることから、植物、動物を含めて、小笠原の問題は別個に議論したほうが良いかもしれない。実際、小笠原でまん延しているものが、小笠原固有種を絶滅に追い込んでいる例もいろいろあり、重要度、緊急性が違う。

<選定の要件：対象とする範囲について>

- ・（資料2 p1） 1番下の遺伝的交雑に関する意見に対し、事務局見解では選定の要件が「原則形態から判断できるものとし」となっているが、こうすると対応のしようがない分類群が多いのではないか。例えば、イタドリは、日本産と大陸産は形態的には区別がつかないが、遺伝的には違っている。それが入ってきて交雑することを問題として考えるのなら、この記述は、形で区別がつかないものをオミットするという全体会議としての回答になると思われるが。
→（当日追加資料 p2） 外来種問題と遺伝的攪乱の話は、中央環境審議会でも議論があった。p2の図で、上方に外来種問題、下方に遺伝的攪乱の問題と分けている。今回のリストは、基本的に国外由来・国内由来の外来種リストとし、その上で対策や管理手法などについて注意喚起するものとしたい。遺伝的攪乱の問題については、リストとして明確に示すのは難しいが、一方で問題としては存在するので、行動計画においてしっかり議論したいと考えている。この「形態」という部分は必ずしも必要でなく、削除してもよいと考える。
- ・ 参考資料1）分類群によっては属レベルで挙げた方がいいものも見受けられる。専門家にヒアリング等をして、対象を個々の種にするのか、属にするのか、意見を得るのがよい。世界的に見ても危ないグループだと分かっているものがあるので、日本に未導入のものは属レベルでリストアップしたほうが安全である。タマリスク（ギョリュウ）やイタドリなども属レベルで対象にした方がよいだろう。
→参考資料1の候補種リスト案を見ていただいて、追加すべき候補種などがあれば、具体的な選定作業が始まるまでに、ぜひ意見を事務局にお寄せいただきたい。
→ヒアリングすべき方の情報もぜひ教えていただきたい。（事務局）

侵略的外来種リスト（仮称）の掲載種選定について

<侵略性の評価基準：「生物学的条件」と「自然環境・社会経済的条件」について>

- ・（資料4） 「生物学的条件（1）（2）（3）」と「自然環境・社会経済的条件（A）（B）（C）」はかなり意味が違っているようである。（A）（B）（C）のほうは対策を立てることができるということで、対策優先種選定に使うカテゴリ、視点ということか。
→必ずしもそうではない。侵略性を持っているという生物学的な条件すなわち「内的要因」と、侵略的なふるまいが自然環境・社会経済的条件によって起こりうるとい

う「外的要因」と考えていただくのがよい。

- ・（資料4） 「2. リスト掲載種の選定（侵略性評価）」の「(A) 定着の可能性」「(A)（利用による）分布拡大／拡散の可能性」とカテゴライズされているところは、2回出てくるが、これは同じ項目が2回出てくる感じがする。使うデータは同じではないか。
→自然環境・社会経済的条件の（A）を「輸入可能性の有無」と「国内での分布拡大の可能性」に分けて整理するとよいのではないか。
→整理の仕方については再検討したい。（事務局）

<侵略性の評価基準：「生物多様性保全上重要な地域」の考え方について>

- ・（資料4） 「(B) 生物多様性保全上重要な地域への侵入」とは具体的にどの程度まで考えるのか。（勝木委員）
→現段階で、事務局としては、ここに記載した国立公園、固有種・絶滅危惧種の生息・生育地域、世界自然遺産地域などを「生物多様性保全上重要な地域」として整理させていただきたい。それぞれのなかに存在する様々なハビタットにおいて影響のある種については、情報整備、情報提供によって整理できるかと思っている。行動計画の中では、国として優先的に防除すべき場所に関する章があるので、生物多様性保全上重要な地域については行動計画で議論する予定であり、明確に場所を書く必要があると考える。一方、侵略的外来種リストは、様々な防除主体、例えば地域のNGO等にも使っていただきたいので、国レベルである程度普遍性のある重要な場所と、絶滅危惧種や地域個体群が残っているような場所などが、幅広く読み取れる考え方のほうが望ましいと考えている。（環境省）

<侵略性の評価基準：定着の可能性、利用による定着・分布拡大／拡散の可能性、管理>

- ・（資料5） 栽培には必ず管理が関わるため、どういう管理が続いているのかという観点や情報を入れておく必要がある。管理がなくなったとたんに問題になるものも出てくるだろう。その点は、「(1) 定着可能性」だけでなく「(A) 利用による定着・分布拡大／拡散の可能性」にも関わることであり、利用のされ方によって管理の仕方が違うため、逸出しやすい管理状態と、本来の管理をされているものとは状況が違う。

<掲載種選定手順について>

- ・（資料4、資料5） 定着種と未定着種について、それぞれに分けて整理、評価すべきと考える。侵入・定着したものについては、「分布拡大・拡散の可能性」の前に「分布拡大の実態」が入るべきで、その実態も、県のような広域と、もう少し絞った小さい区域以内など、少なくとも二つのスケールを設定したほうが良い。次に「被害の重大性」で、重要な自然環境に対する影響と、例えば絶滅危惧種に対する影響、などの整

理ができるのではないか。基本的にはこの三つのようにデータ取得が可能な項目が先にあって、そのあとに一般的な生物学的な特性が整理されるほうが良いのでは。実際の分析が必要ではないか。最終的にはそういう評価が望ましいということである。絶滅危惧種も、何回かの調査を経たうえで、そのような評価をしておき、外来種に関しても基本は同じ体系で考えるべき。未導入のものについては、基本的には、リスク評価の方向であろう。

<付加情報の公表・発信について>

- ・ (資料4、資料5) 国の行動計画が具体的であり、このリストはいろいろな主体に使ってもらいたいのであれば、具体的な種名を掲載するのではなく選定の具体的な方法を示した方が良い。国がリスト全部を網羅するのではなく、国の場合の選定プロトコルをインターネットで誰でもアクセスできるように公表し、各地域のNPO等はそれを使って選定したほうが、より実効性があるように思う。いま議論、作成している留意点や選定基準を具体的に示すとともに、その結果としての国の場合のリストと対策優先種を例として載せるほうがいいのではないか。
 - 選定基準、方法の提示は当然必要だが、各地域で検討してリストを作成するとなると、なかなか実態上使えるものにはならないのでは。まずは懸念される種をリストアップして、その中からハビタットや地域ごとに注意すべきものについて対策していただくほうが、より使い勝手が良いものになると考えている。
 - イメージとしては、インターネットでアクセスして、現在地などを入力すれば、更新されている分布情報や最新の重要度、当該地域において注意が必要な種のリストが出るようなものか。
 - 最終的な理想像ではあると思うが、実態としてまだ情報がなく、定量的な評価システム自体がまだ十分できていない中で、情報がすぐ出るような仕組みをここ数年で構築するのは難しい。(環境省)
 - ご指摘は重要であり、この会議の成果として目指さなければいけないものだと思う。しかしリストを出すことには非常に意味があり、例えば自治体はリストがないと、システムだけでは予算は多分とれないだろう。このリストも今後改良されていくという位置づけでもあるので、リスト作成と同時に検討していくものか。

(2) その他

<生物多様性保全からみた地域区分について>

- ・ (資料4 p3-4) 選定の評価基準の(B)は、むしろ、そのあとの対策優先種の選定に関わってくるように思う。環境省が率先してリストを作成し、対策優先種を選んだら、当然、国立公園や特別保護地区では率先して環境省に対策していただきたい、行動計画も含めてそこを目指してほしいが、そのあたりの認識はどうであるか。

→環境省の行政事業レビューでも、国の財政が逼迫する中、国として取り組むべき優先順位を付けるよう指摘されている。対策優先種は、国だけでなく各地の自然環境保護を担っている地方自治体やNPOに参考になるような情報提供を考えている。行動計画では、さらにその中から特に国が優先して対策すべき種が絞り込まれ、対策していくことになるのではないかと考えている。(環境省)

- 行動計画の委員会の中で、生物多様性の地域計画といったものを検討いただきたい。どこで、どの程度の配慮の必要があるかということ。有用植物、利用している植物への適用を考える際に、使える地域、使えない地域を示せるものが欲しい。それがあれば、かなり現場で対策が立てやすくなる。地域区分を整理いただきたい。現在、「生物多様性保全上重要な地域」とそれ以外のみだが、例えば里山部分、河川部分などの扱いについて整理していただけるとありがたい。空間範囲は、解像率、解像度でいえば、できれば、個々の場で対処できるような細かい範囲が望ましいが、まずは概念の整理を。